

議案第18号

飯能市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

飯能市営住宅設置及び管理条例（平成9年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号ク(4)中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を、「第28条の2において」の次に「これらの規定を」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月22日提出

飯能市長 新井重治

飯能市営住宅設置及び管理条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(入居者の資格)</p> <p>第5条 市営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。第5号、第9条の2第4号及び第11条第1項において同じ。）があること。ただし、次に掲げる者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると市長が認める者を除く。）にあつてはこの限りでない。</p> <p>ア～キ 省略</p> <p>ク 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のいずれかに該当するもの</p> <p>㌱ 省略</p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第5条 市営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。第5号、第9条の2第4号及び第11条第1項において同じ。）があること。ただし、次に掲げる者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると市長が認める者を除く。）にあつてはこの限りでない。</p> <p>ア～キ 省略</p> <p>ク 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のいずれかに該当するもの</p> <p>㌱ 省略</p>

<p>           (4) 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2            (配偶者暴力防止等法第28条の2において<u>これらの規定</u>  <u>を準用する場合を含む。</u>)の            規定により裁判所がした命令            の申立てを行った者で当該命            令がその効力を生じた日から            起算して5年を経過していな            いもの            (2)～(5) 省略            2 省略         </p>	<p>           (4) 配偶者暴力防止等法第10条第1項(配偶者暴力防止等            法第28条の2において準用            する場合を含む。)の規定に            より裁判所がした命令の申立            てを行った者で当該命令がそ            の効力を生じた日から起算し            て5年を経過していないもの            (2)～(5) 省略            2 省略         </p>
---	--



6

第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電  
 話をかけること及び通信文等をフアクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。  
 一 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第  
 二条第一号に規定する電子メールをいう。）その他のその受信をする者を特定して情報を伝達する  
 ために用いられる電気通信の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用す  
 る方法であつて、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。  
 第十条の次に次の一条を加える。  
 （退去等命令）

第十条の二 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身  
 体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者）は、  
 以下この条及び第十八条第一項において同じ。が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生  
 命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、  
 当該配偶者であつた者。以下この条、第十二条第二号及び第十八条第一項において同じ。）か  
 ら更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大  
 きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起  
 算して二月間（被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物（不動産登記  
 法（平成十六年法律第百二十三号）第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。）の所有者又は賃  
 借人が被害者のみである場合において、被害者及び当該居住の付近をときは、六月間、被害者又は賃  
 借人の本拠としての住居から退去すること及び当該居住の付近をときは、六月間、被害者と共に  
 命ずるものとする。ただし、申立ての時に於いて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場  
 合に限る。）

第十一条第一項中「前条第一項の規定による命令」を「接近禁止命令及び前条の規定による命令（以  
 下「退去等命令」という。）」に改め、同条第二項中「前条第一項の規定による命令」を「接近禁止命  
 令」に改め、同項第二号中「身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫」を「身体に対する暴力等」  
 に改め、同条の次に次の一項を加える。

3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができ、

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

第十二条の見出しを「接近禁止命令等の申立て等」に改め、同条第一項中「第十条第一項」を「接  
 近禁止命令及び第十条第二項」に改め、「以下「保護命令」という。」を削り、同項第一号中「身体  
 に対する暴力又は生命等に対する脅迫」を「身体に対する暴力等」に改め、「状況」の下に「当該身体  
 に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であつて、当該  
 配偶者であつた者からの身体に対する暴力等を受けたときにあつては、当該配偶者であつた者から  
 身体に対する暴力等を受けた状況を含む。」を加え、同項第二号中「配偶者からの更なる身体に対す  
 る暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力を前  
 号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等」に「身体に重大な」を「心身に重  
 大な」に改め、同項第三号中「による命令」の下に「以下この号並びに第十七条第三項及び第四項に  
 おいて「三項命令」という。」を加え、「当該命令」を「当該三項命令」に改め、同条第二項中「前項  
 を「前二項」に、「同項第五号イから二まで」を「第一項第五号イから二まで又は前項第三号イから二  
 まで」に、「同項第一号」を「第一項第一号」に改め、「第四号まで」を「第二号及び第二  
 号」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行なはなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力  
 又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合で  
 あつて、当該配偶者であつた者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときに  
 あつては、当該配偶者であつた者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況  
 を含む。）

二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身  
 体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認められるに足りる申立ての時に於ける事情  
 三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、  
 又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項  
 イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称  
 ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所  
 ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

第十三条中「保護命令」を「接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退  
 去等命令（以下「保護命令」という。）」に改める。

第十四条第二項中「二まで」の下に「又は同条第二項第三号イから二まで」を加え、「相談し」を「相  
 談し」に改める。

第十四条の次に次の三条を加える。

（期日の呼出し）

第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出  
 頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によつてする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出  
 しをしたときは、期日に出席しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰  
 することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、  
 この限りでない。

（公示送達の方法）

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、  
 いづれでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

（電子情報処理組織による申立て等）

第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」  
 という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、  
 文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる  
 情報に記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもつてするものとさ  
 れていないものであつて、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命  
 裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にか  
 かわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計  
 算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る  
 電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができ、

2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規  
 定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て  
 等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファ  
 イルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印  
 その他氏名又は名称を書面に記載することを含む。）をすることとされ  
 ているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代  
 えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければな  
 らない。

# 参考

## (抜粋)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和五年五月十九日

内閣総理大臣 岸田 文雄

### 法律第三十号

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第二条中「自立を支援することを含め、その適切な保護」を「保護(被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。)」に改める。

第二条の二第二項第三号中「その他」を「前三号に掲げるもののほか、」に改め、「の実施」を削り、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

第二条の三第二項第三号中「その他」を「前三号に掲げるもののほか、」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

第三条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれら者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第四条中「指導」を「援助」に改める。

第二章中第五条の次に次の三条を加える。

(協議会)

第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する職務に従事する者その他の関係者(第五項において「関係機関等」という。)により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織するよう努めなければならない。

2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。

3 協議会は、被害者に関する情報その他の被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(秘密保持義務)  
第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)  
第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第十条の見出しを「接近禁止命令等」に改め、同条第一項を次のように改める。

被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫(以下この章において「身体に対する暴力等」という。)を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。)からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれがあるときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠として居る住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近を徘徊しつづけることを命ずるものとする。

第十条第二項中「前項本文に規定する」を「前項の二」に、同項第一号の規定による命令を「同項の規定による命令(以下「接近禁止命令」という。))」に改め、「その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため」を削り、「同号の規定による命令」を「接近禁止命令」に、「六月」を「一年」に、「各号に掲げるいずれの行為も」を「に掲げる行為を」に改め、同項第四号中「かけ」の下に「文書を送付し、通信文その他の情報(電気通信(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。))の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。))」を加え、「電子メールを送信する」を「電子メールの送信等をする」に改め、同項第五号中「かけ」の下に「通信文等」を加え、「電子メールを送信する」を「電子メールの送信等をする」に改め、同項第八号中「性的差恥心」を「性的差恥心」に改め、「又は」を削り、「その他の物を送付し」を「電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。))に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的差恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し」に改め、同項に次の二号を加える。

九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置(当該装置の位置に係る位置情報(地理空間情報活用推進基本法(平成十九年法律第六十三号)第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。))を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。)(同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。))により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

十 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をする。

第十条第三項中「第一項本文に規定する」を「第一項の二」に、「第一項第一号の規定による命令」を「接近禁止命令」に改め、「その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため」を削り、同号の規定による命令を「接近禁止命令」に、「六月」を「一年」に、「及び当該子に対して前項第二号から第十号までに掲げる行為(同項第五号に掲げる行為にあつては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。))をしてはならないこと」を加え、同条第四項中「第一項本文に規定する」を「第一項の二」に、「第一項第一号の規定による命令」を「接近禁止命令」に改め、「その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため」を削り、「同号の規定による命令」を「接近禁止命令」に、「六月」を「一年」に改め、同条に次の一項を加える。

「接近禁止命令」に改め、「その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため」を削り、同号の規定による命令を「接近禁止命令」に、「六月」を「一年」に改め、「ならぬこと」の下に「及び当該子に対して前項第二号から第十号までに掲げる行為(同項第五号に掲げる行為にあつては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。))をしてはならないこと」を加え、同条第四項中「第一項本文に規定する」を「第一項の二」に、「第一項第一号の規定による命令」を「接近禁止命令」に改め、「その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため」を削り、「同号の規定による命令」を「接近禁止命令」に、「六月」を「一年」に改め、同条に次の一項を加える。